

堺市とNTT西日本株式会社との包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）とNTT西日本株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大阪・関西万博を契機とした新たな挑戦や多様な主体との共創の経験・ノウハウ及びICTをはじめとする技術力を活用することで、地域の活性化や課題解決に向けた取組を推進し、双方の発展を図ることを目的として次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。

- （1）観光振興・都市魅力の発信に関する事
- （2）防災・減災力の向上に関する事
- （3）自治体DXの推進に関する事
- （4）その他前文の目的に関する事

2 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、随時情報及び意見の交換を行い、連携して取組を進めるものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な内容や役割等については協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、この協定の有効期間を延長する旨について、甲及び乙が書面による合意をした場合は、相当の期間を定めてこの協定の有効期間を延長することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により、それぞれの相手方に通知し協議の上、双方合意することにより、この協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙は、いずれかからこの協定書の内容変更を申し出たときは、その都度甲、乙において協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年2月9日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永藤 英機

乙 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号

NTT西日本株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 北村 亮太